

医療法人尚豊会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

全ての職員がその能力を十分発揮できるよう、仕事と生活の調和をはかり、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 5 月 6 日～平成 33 年 3 月 31 日

2. 当法人の現状（平成 27 年度実績）

- ・全職員に対する女性の割合 76%
- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合 82.8%（判定基準 20%以上）
- ・男女の平均継続勤務年数の差異 75.8%（判定基準 70%以上）
男性：7.33 年 女性 5.56 年、男女の平均勤続年数の差異 1.77 年
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間 5.5 時間（判定基準 45 時間未満）
- ・管理職に占める女性労働者の割合 43.7%（判定基準 20%以上）

3. 計画内容

男女の平均勤続年数の差異 1.77 年 を 1.0 年以内に縮める。

4. 取組内容

- ・定期的な職員アンケート等による意識調査を行い、職場の環境や風土の改善をはかる。
- ・子育てを行う労働者等の仕事と生活の両立を支援するための雇用環境の整備を行う。
 - ①妊娠中及び出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置し、相談窓口を設置するとともに、諸制度の周知を行う。
 - ②育児短時間勤務等の諸制度の周知を行い、職場復帰後も仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を推進する。
 - ③週休・有給休暇・特別休暇等の如何を問わず、子の出生時における父親の休暇取得を推進する。
 - ④育児休業、産前産後休業など次世代育成に関する諸制度等の周知を直接またはグループウェア等を通じて行う。